

第3回 鈴木遺跡保存活用計画検討委員会 要録

1 日時

令和4年5月18日(水) 午後2時～午後4時

2 開催場所

小平市役所 501 会議室 (オンライン併用)

3 出席者

国史跡鈴木遺跡保存活用計画検討委員会委員：9名 (欠席1名、オンライン2名)

事務局：田野倉課長、小川課長補佐、高田主任、金沢主事

オブザーバー：文化庁調査官1人、東京都教育庁文化財担当職員1人

(いずれもオンライン参加)

4 傍聴者なし

5 配布資料

- ・議事次第
- ・第2回 鈴木遺跡保存活用計画検討委員会 議事要録
- ・鈴木遺跡保存活用計画策定に関する地域懇談会 実施計画書 (案)
- ・「国史跡鈴木遺跡保存活用計画 (案) のあらまし」(案)
- ・令和4年度 国指定史跡鈴木遺跡保存活用計画策定スケジュール

6 次第

- (1)開会挨拶
- (2)前回委員会要録の確認
- (3)委員の交代について
- (4)議題1 鈴木遺跡保存活用計画策定に関する地域懇談会について
議題2 「国史跡鈴木遺跡保存活用計画 (案) のあらまし」について
- (5)今後のスケジュールについて

事務局：時間となりましたので、第 3 回鈴木遺跡保存活用計画検討委員会を始めさせていただきます。委員の先生方、またオブザーバーの文化庁や東京都の皆様、お忙しいところご参加いただきありがとうございます。委員長、一言ご挨拶をお願いします。

委員長：今年度中に保存活用計画を作成するという予定ですので、委員の先生方には積極的にアイデアを出して、検討していただきたいと思います。よろしくお願いいたします。

事務局：前回委員会の要録につきましては、すでにご承認いただいておりますので、議事録とさせていただきますので、よろしくお願いいたします。また、新年度になり委員および事務局のメンバーに交代がございました。以上報告でございます。

引き続き、議事に入ります。前回の第 2 回の委員会でお話し申し上げましたが、「国史跡鈴木遺跡保存活用計画策定に関する地域懇談会」を 6 月 11 日午後 2 時から鈴木町地域センター集会室で定員 20 名にて開催いたします。もともと、少し規模を大きく計画しましたが、スケジュールがタイトで難しいことから、このような形で開催することにいたしました。

この懇談会は、鈴木遺跡の保存活用計画策定について市民の皆様からざっくばらんなご意見を伺いたいということで、保存活用計画の素案ができる前の段階でご意見を伺うという場を設けるとい趣旨になっています。

そのため、「鈴木遺跡保存活用計画のあらまし（案）」という概要説明資料を作り、これに基づいて、史跡としての鈴木遺跡の概要と現状、保存活用計画の考え方やその構成、作成するスケジュール等を交えて説明した上で、会場も車座のようにして、意見を伺えるような場としたいと考えているところでございます。

周知に関しては、市報 5 月 20 日号と市のホームページで周知するほか、市議会議員の方々にもポスティングする予定です。またお近くの回田町と武蔵野団地に関しましては、チラシやポスターの回覧、掲示をお願いしたいと考えているところです。

時間のご都合がつけば委員の先生方にも是非ご参加いただければ、と思います。地域懇談会につきましては以上でございます。ご意見等ございますか。

委員：当日は 20 名ということですが、事前申し込み制ではないのですね。

事務局：はい、先着順です。事前申し込み制にすると人数が減ってしまうのと、申し込んでもおいでにならない方がいらっやると、参加されたかった方が参加できなくなってしまうためです。懇談会につきまして他にご意見はございますか。よろしいですね。

それでは、今日のメインのテーマになりますのが、この「国史跡鈴木保存活用計画案のあらまし」です。懇談会の席上で配布するとともに、事前に市役所や鈴木遺跡資料館などに配置します。庁内での指摘などを受けて、訂正をしたため、事前に郵送させていただいたものと、多少変更がありますが、ご意見をお伺いしたいと思っております。

この「あらまし」は、保存活用計画でどのような内容を盛り込むかということ概要版として記載したものです。懇談会で説明する段階では大綱や基本方針をメインとして説明し、そこでのご意見などを反映させた形で素案を作って、これをパブリックコメントで公開し、意見を募集した上でこの検討委員会や文化庁、東京都のご意見を伺って成案とし、教育委員

会や議会等での承認を経て正式なものといたします。

この「あらまし」の1ページ目には鈴木遺跡保存活用計画と、鈴木遺跡の簡単な説明、2ページ目はこの保存活用計画の考え方と本質的価値について、3ページ目には大綱と基本方針を示しています。右下には基本方針の関係性のイメージが示されています。

この計画は保存と活用がメインですが、これから遺跡の価値や魅力をさらに高めていくための研究調査も進めていかなくてはならない。そして保存管理等用地をはじめ、整備すべき部分も残っており、この4つが手を携えて鈴木遺跡の保存活用を進めていき、運営・管理体制が、それらを下支えするということを説明しています。ここでは個別の部分については読み上げませんが、4、5ページがさらに詳しい説明となっています。6、7ページ目には鈴木遺跡の現況が示してあり、最後の8ページ目に今後のスケジュールについて書いてあります。史跡指定の後、検討委員会を行いつつ、地域懇談会、パブリックコメントなどを通じて、市民の方々のご意見を聞きながら、保存活用計画を令和5年3月を目処に策定していき、その上で概ね5年から7年かけて保存管理等用地を中心とする整備計画を進めながら、追加指定や計画の見直しなども平行して行っていくことになるということを示しています。以上が「あらまし」の内容の説明でございまして、今日ご指摘いただいたところを訂正した上で、地域懇談会でお示ししていくということになります。以上でございます。

委員：2ページの右下に鈴木遺跡の本質的価値という囲みがあり、ここに大規模集落遺跡、拠点集落と、集落という言葉が使われていますが、旧石器時代は定住ではなくて、移動しながら狩猟採集をして暮らしているということだと思いますが、そういう場所を集落と呼ぶので差し支えないのでしょうか。

委員長：本質的価値の基本的な書き方として、国指定になった時の説明文を利用するのが普通です。その説明文に集落が使われていれば、それが根拠となります。

事務局：指定の理由書をもう一度見直して、この集落という表現を使うのかどうかということ、考えてみます。

委員長：国指定として認定されたところに本質的な価値付けがされているので、その言い回しを大事にした方がいいと思います。

一応これは保存活用計画書を作成することを検討する委員会ですから、当然、保存活用計画書全体を検討しなければいけないのですが、今年度中に、あと2回ぐらいしかできないですよね。そうすると、計画書は80ページに達すると思いますので、全体を2回でやるのは相当厳しいです。

事務局：何が一番基本的な議論すべきところなのかというと、この大綱かと思います。そこでこの大綱について、この委員会で字句も含めて議論していただき、それをパブリックメントの際にオープンにする素案に反映していこうと思っています。したがって、大綱について述べた「あらまし」の3ページから5ページについて、地域懇談会で市民の方々に見ていただく前の段階でご意見を伺いたいと考えたわけです。

委員長：大綱というのは大枠で、抽象的に書くのが普通で、基本方針となります。ですから

①から⑤のことにに関して問題はないと思います。大事なものは大綱を元に保存、活用、調査、研究、整備、運営を具体的に書き込むことが重要です。

事務局：地域懇談会では保存活用計画の素案ではなくて、概要版を見てもらうべき、とのご指摘をいただいたので、この「あらまし」を作りました。

委員長：それでいいと思います。ただ、大綱は3ページ目だけです。4ページと5ページは大綱を受けて、具体的に保存、調査研究、活用、整備、運営・管理体制で、個別にこの鈴木遺跡でやりたいことのアが書かれています。

東京都：今の本質的な価値のところなのですけれども、ここは月刊文化財の指定説明のところをほぼそのまま抜いて、このようにしたらどうかとご提案した次第なので、集落という使い方をされています。

委員長：今、言われた通りが一番いいと思います。文化庁の文化審議会承認されている内容なので、この内容を使う分にはクレームが出ないということです。それ以外の色々な表現を使うとまた、審査になる可能性があります。地域懇談会で説明するなどの時に、この辺の検討が一番重要だと思います。逆に言えば、その前後のところは定型化されているので、大きく違うものではありません。

逆にあまり細かく書くと、整備計画の時に大きく変えられなくなります。だからやりたいことの範囲を上手に表現しなければいけないので、色々意見の相違が出ますから、ご意見を集約するということが重要になって来ると思います。

文化庁：この「あらまし」ですが、基本的にはやはり計画があって、その中で今こういう検討段階であるということを示すものようですが、この委員会において、どこまでが委員会の承認を得たものなのかということが、よくわかりませんでした。

また、地域懇談会を通じて地域の声を聞いていただくということは重要ですので、是非やっていただきたいのですが、そういうことであれば、この本質的な価値の話というのは、そもそもこの遺跡の価値の根幹のお話なので、それを分かりやすく地域の方にお伝えいただき、その中で意見をお伺いして、それを計画に取り込むというものなのだと思います。地域の方々には、委員会ではここまで検討が進んでいて、市はこのように考えているのだけれども、より良くするために、是非幅広くご意見を伺いたい、そういったイメージなのだと思います。そういった形でこの資料を見ると、4、5ページ目について委員会でもどこまで承諾したものか、という線引きがないと、市の方でも説明の時に難しいのではないかと思います。

先ほど委員長がおっしゃった通り、整備基本計画でより具体的なお話をしていただくのですが、この段階に限らず、保存活動計画では、基本的なあり方みたいなものは決めていただきたいところです。特に、5ページの下段に保存管理等用地では、具体的に遺構復元等を行う、植生復元等を行う、というようなことがあるのですが、この地区は、発掘調査があまり及んでいないので、ここでどのようなやり方で、こういったものを復元するのかというのは、根幹に関わる部分なので、是非そこは委員会で基本的なあり方をご議論いただきたいと、思います。そうすれば次の整備基本計画では、具体的にその基本的なあり方を顕現するため

に、何をどのように整備するのか、という話に入っていけると思います。

事務局：ありがとうございます。こちらとしても、この計画では整備の方にどの程度踏み込むかということがよくわからないのですが、先ほど委員長がおっしゃったようにここで、あまり決めてしまうと、整備で検討する際の手枷足枷になってしまうのではないかと、との懸念があります。例えば鈴木町1丁目390番地保存区で、説明サインの設置と遺構の復元や平面表示の検討という風にしてあるのは、ここがただの空き地ではなくて、鈴木遺跡の保存区なのだということを知っていただくということと、それから複数の保存区の間にも有機的な結び付きというものを考え、それらを例えばQRコードを読み込んだり、VRなどを使って見えるようにする、そういうようなことが、この地形的特徴の表現についての検討というところに含めているつもりでいました。

文化庁：そういうことではなくて、史跡は本質的価値があって指定されているわけです。各地区のそれぞれの価値というのは、綿密な調査によって鈴木遺跡が鈴木遺跡たる所以という素晴らしいものがあるわけです。ただ実際問題として未調査の部分が多く、そういった時にどうありたいかというところは、完全な白いキャンパスに自由に公園を描けるものではないのです。それぞれの地区をどうつなぐか、それぞれの地区はこうありたいということは決めていただいて、それを整備計画で、具体的に何を置くかという議論ができるわけです。そういったことを大まかな方針で結構ですので、決めていただきたい。地域の声を聞くにしても、方針が曖昧だと、地域の方も困ってしまうのではないのでしょうか。

地域懇談会やワークショップでよくあるのは、あれが欲しい、こうあってほしいなどの思いを皆さんおっしゃるのですが、史跡ですので、できることとできないこと、こういう価値があるので、こういうことが重要だ、ということをお話して、建設的なワークショップにしていきたいと思います。懇談会に何を求めているのかということところが、地域との対話における重要なところだと思うので、そこが少し曖昧なのかなと思います。

事務局：こちらとしても、どの程度まで言ってしまっているのか。鈴木資料館の移転を考えていますと言っても、いつ、どこに、に関しては言いようがありません。保存管理等用地につきましても、どのように整備するのかについてはアイデアみたいなものをしかお示することができません。

文化庁：その資料館の話であれば、移設しなければいけなかったり、移設する必要性があったりとお考えのわけですね。それはまさしく、市が課題としてお考えのことですね。それに対して、具体的にいつまでにどこにということは、ここでは問われていないと思いますが、具体的に次の整備計画で進んでいただければいいと思います。地域懇談会は、まさしく地域の声を聞く会だと思うので、それにあたって、色々と制約や課題があることを懇切丁寧にお伝えして、取り込めるもの取り込めないものを含めて、それを受けて委員会でご議論いただいて、より良い計画として取り組んでいただければいいのかなと思います。

事務局：想定ですが、地域の方の関心は、今鉄板で囲われている保存管理等用地をどうするのか、こうしてほしいという話を中心になると思います。例えば立派な博物館を作りたい

いとか、北から南に抜ける通路を作って欲しいといった要望については、実際上の問題として不可能だ、という説明をすることはできるかと思います。そういう限界があるということを知っていただいて、遺跡全体の保存活用ということをまず考える計画を今作っているところだということを知っていただこうというのが懇談会の趣旨だと思っています。

文化庁：分かりました。「あらまし」の内容については委員長をはじめ、どこまで委員会の了承を得られている内容なのでしょうか。

事務局：事前に郵送したものと今日お配りしたものでは、微妙に表現等は異なってはいるのですが、市の内部でも関係課に示して色々な意見をもらいました。それらの調整等も済ませた上でお示ししていますので、今日この席で、地域懇談会で市民の皆様からのご意見を聞くための資料とすることに了解いただき、また素案にも反映させていく、という、その2つの趣旨があるかと思っています。

文化庁：この「あらまし」で委員の皆さんに議論をいただくのは、ちょっと違うと思います。計画の根幹になる部分を、この「あらまし」の4ページ5ページとして一足飛びに議論いただくというのは、委員会としての議事の積み重なりとして逆順な気がします。

委員長：私もその通りだと思います。基本的に保存活用計画検討委員会として、素案本体をあまり検討していない中で、概要が先に出てくるというのは、委員会として責任を取るのは難しくなってしまう可能性が高いです。一番大事なのは、保存活用計画の検討委員会でどれだけ議論されたかが大事です。ですから、もう少し丁寧にやった方がいいと思います。

委員：今まで参加してきた立場から伺いますと、基本的な価値についてはもう議論し、計画の前提となる考え方は大体出来上がり、保存活用計画の全体的な絵は、前の委員会で提示していただいていると思います。その内容はこの4ページと5ページにも盛り込んでいただいていると思っておりますが、もっと議論すべきだということでしょうか。

委員長：私が言いたかったのは、まだほとんど素案について議論がされていないのに、地域懇談会の日程が先にあるというのが、そもそも逆だということです。検討委員会で審議され、承認されていない素案を地域懇談会で説明するのは不可能だと思います。この「あらまし」は、素案ができてないと示せません。誤解を受けるおそれのある未成熟な情報をそのまま、一般の住民の方に示されることはできないと思います。

パブリックコメントの場合でも、素案を一般の方々にお示しして意見を伺い、それに応じて、最終案を作るとというのが本来のあり方だと思います。小平市さんは地域懇談会をその一環として組み込んでいるわけですから、手続き論的には同じだと思います。だとすると、委員会としてはこの4ページ、5ページに示されることに関しては、少なくともかなりディスカッションしていないといけないと思います。

文化庁：地域からは不動産たる史跡は離れられませんので、地域懇談会では地域の皆さんと対話いただいて、地域に愛され、保存継承していただきたいというのは、共通の認識だと思っております。その中で、このような遺跡だという本質的価値と、このように指定地があり、かつここにはこんな価値がある、ということをお伝えいただいた上で、どうありたいかとい

う大綱・基本方針というのは、まさしく今整理されているお話かと思うので、改めてアナウンスいただきながらお話を聞く方が建設的ではないかと思います。

あと委員の皆様において、この素案がどこまで了承されているかという認識を含めて齟齬があるように感じました。素案のどこまでが承認されたかという認識がずれたままで、「あらまし」と言われても、根拠となる素案がどこまで詰まったのかという共通認識がないと、委員の皆様も困ってしまうのではないかと感じました。改めてこの「あらまし」と素案との関係性を整理した上で、委員の皆様地域懇談会にどう臨むかということをお示しいただいて、合意形成し、了承いただくべきではないでしょうか。

東京都：地域懇談会で示す資料としては、現状の把握と本質的な価値の部分のみを提示して、地域の皆さんのご意見を伺う、というような形ではいかがでしょうか。

事務局：4、5 ページの内容は安易にお示しできないということだったので、この部分は省いた形で地域懇談会の資料にするというのはどうでしょうか。

東京都：それが順当かなと思います。ただまっさらな状態で、鈴木遺跡をどうしようというのは、集まった方も難しいと思いますので、こういう風にとすることで、この資料を示すというのがよろしいと思います。

委員長：やり方は小平市文化財担当にお任せしますが、それが一番穏当だと思います。

保存活用計画は、まさにこの4、5 ページで書かれたようなことを、ある程度決めて、あとは整備活用計画で、例えば説明サインの設計や、材質、場所、あるいは便益施設はどうなるかなどの議論になります。こういう内容をある程度決めておかないと、整備活用計画が大変なことになってしまう。整備活用計画は、自分の家の設計をどうするかぐらいの具体的なものとなります。ですから保存活用計画で、自宅は2階建てで、離れを作り、玄関や便所をこう作りますなどのところを詰めていくのだと思っていただきたい。その詰める内容の根拠になるのが本質的価値です。史跡の本質的価値を一番保存でき、活用でき、整備できるのは、どのようなやり方かというのが議題なのです。だから、それを詰めていない段階で、4、5 ページのような内容を、安易に出さない方がいいと思います。

文化庁：今委員長が良い例えをされたのですが、整備基本計画で2階建ての家を作るときに、実際どこにキッチン置くとかを決めなければいけないというのは、まさしく整備基本計画の根幹の部分です。実際に保存活用計画で決めてほしいのは、そもそもその建物の玄関はどちら向きか、建蔽率いっぱい建てるかといった、グランドデザインは決めておいてほしいのです。その時に、遺跡であれば、ここにこういう遺構があるとか、ここにこれを表現したいといっても、そこにはないですといった話になるのです。要は敷地をどう使うとか、向きぐらいは決めて、建てる時に、色々な法的な規制があるので、その諸条件を整理しておくというのが保存活用計画で、実際にどういうデザインにするかといったことは、整備基本計画で決めることとなります。また、情報が足りない時は調査が必要だ、といった話ぐらいは決めておいてほしいと思っています。

6 ページあたりの図面が現況図ですが、遺跡のどこにどんな価値のものがあるのかといっ

た図が 1 枚あった方が理解しやすいと思います。その上で現状がこうなっているのでどうしましょう、という議論であれば、色々声が聞きやすいと思うのですが、いかがでしょうか。

委員：私も具体的に鈴木遺跡について、遺跡があるということはわかっているが、どの程度の価値があるものなのかという風なことを知りたいと思っても、なかなかそれが分からない。地域の方々も、まさにそのような状況なのではないか思います。鈴木遺跡そのものがどういった価値のあるものかは、十分に地域に周知できている状況ではないと思います。根本の部分をまずご案内した上で保存活用計画を立てていくという形で、地域の意思を確認しながらやっていかれるというのが、やっぱり大事だと、思ったところです。

事務局：そうすると、どこからどんなものが出たのかというような図を示した方がいいということになりますか。その辺のところはいかがでしょうか。

委員：どこから何が出たというようなことも、もちろんあったらいいという風に思いますし、もっと知りたい情報などもあるのではないかと思います。

東京都：今のご意見にあった、遺跡の特徴を示すということは、「あらまし」に付け足すよりも、これまでに作ったパンフレットを配布するのでいかがでしょうか。

事務局：総括報告書概要版の『旧石器時代の鈴木遺跡』というパンフレットや、『歩いて学ぼう鈴木遺跡』というリーフレットと小学生向けのリーフレットがありますので、これらを活用すれば、新たに作って入れるよりはいいのかもしれない。

文化庁：今眺めています、非常に細かく精緻なだけに、逆にダイレクトにどんな場であったかというのが把握しづらいかなと思いました。ベースに使っていただくのはいいと思いますが、こういう地形のここにこういう生活の場があって、こんなものが出ている、といったことが文化層ごとに何枚か示される、というような図でいいのではないですか。

事務局：4、5 ページをやめる代わりに、こうしたこの遺跡の解説をはめ込んで、8 ページ立てで作り、郵送などの方法で見えていただいてご意見を頂戴して、11 日に備えるということはいかがでしょうか。

委員長：結構です。大綱は、この程度は普通だと思うので 3 ページはいいと思います。こういうことを委員会で検討していますので、そこに反映するようなお話をいただきたい、という言い方はできますね。

事務局：わかりました。②の調査研究の表現など少し語句が訂正されていますが、今日の残りの時間でとりあえず、これについてご意見を委員の方から賜りたいと思うのですが、よろしいでしょうか。

委員長：結構です。

事務局：そうしましたら、この 4、5 ページにつきましては、今後内容を高めた上で素案に反映させて行くということで、地域懇談会ではお示ししない部分ということになりました。ここに代わりに鈴木遺跡の説明となるようなものを、見開きで 1 ページ作り、出来上がったらお送りします。ここではとりあえず 3 ページについてご意見を伺いたいと思います。

委員：3 ページについて活用のところに、具体的なイメージが歴史公園の 4 文字で出てくる

のかなという気がしました。

事務局：公園という言葉にすることについては、管理する主体が水と緑と公園課になってしまうので、その辺は十分考えてほしいという要望が入っております。

委員：3つの観点から申し上げたいと思います。1つは調査研究で、単に個々の石器を調査するだけではなくて、遺跡全体の本質的価値を掘り下げるといふ柱は重要だと思います。そうであれば、この2ページの保存と活用と書いてある中にやはり調査研究という言葉を入れた方がいいのではないかと思います。2つ目はまちづくりとの関連が大きな問題だと思います。遺跡のある町づくりといふのは保存にも活用にも関わり、これを通して、愛着や誇りのもてる町を作るのだといふ考え方を折り込むようなことができたらいいなと思います。長期的な視点で遺跡を活かしていい町を作っていくために、例えば都市計画法上の地区計画を作ってはどうかみたいなことも思い浮かびます。担当局が違うのではないかと、計画的なことを書けるのかといふ話になるかもしれませんが、課題提起的に書くのでもいいかもしれません。3つ目は、遺跡の価値をこうまとめましたといふことを市民に伝え、理解してもらっただけだと一方通行なので、例えば講座に参加したり、ボランティア活動をしたり、あるいは教育を通して、市民参加を促進していくといふような、市民の視点に立って、自ら遺跡を支え、活用していくような姿を盛り込めたらいいのではないかと思います。

委員：やはり地域といふのが大事な役割を果たすと思いますが、地域を巻き込むのであれば、地域の活性化が欠かせないと思います。せっかく国指定の史跡といふ大変価値があり、誇りを持てるようなものがあるので、まちづくりや観光などに繋がると思います。地域懇談会に臨むにあたって、行政を動かすような意見やアイデアが得られるのではないのでしょうか。

委員：5番の方の運営・管理体制にも繋がっていくと思うのですが、活用のところで地域資源としての位置付けが大切で、周知、発信、連携、還元といふ話があったかと思うので、そこをもうちょっと入れてもいいのかなと思います。

事務局：わかりました。ここまでのご意見にかんがみると、この市街地の中に遺跡があるといふ鈴木遺跡の特質を、課題として考えるのではなく利点として考え、遺跡とまちづくりが共存できる、地域の人にとっての宝だといふ理解を広めていくこと、また住宅の多い地域にあるところから、市民の皆さんと手を携えて進めていくといふ内容を盛り込むのがいいと思います。それを活用や整備の中に入れるよりは、市民の方にも積極的に参加してもらう形でやっていく体制を作るといふことが、市民参加や地域の活性につながるというところから、運営・管理体制の部分に入れるべきでしょう。ただ知っていただくといふだけではなくて、地域の方々にとっての生き甲斐や、活性化といふ側面を、調査研究とともに入れていこうと思います。一方で、住まわれている方々との共存といふ意味で、同意をいただいて追加指定をしていくといふことを目指しているのだといふ話もしなくてはならないと思います。地域懇談会でも、その場を通じて皆さんに同意をいただけるような場にもなればいいなとも思っているところです。

以上、この3ページ⑤の部分に今いただいたご意見を反映させ、なおかつ2ページの上

の部分にも、調査研究とともにその地域の方々との共同、参加、活性化を盛り込んでいこうと思います。いかがでしょうか。

委員長：いいと思います。因みに聞きたいのですが、小平市はとりあえず鈴木遺跡が優先でしょうから文化財保存活用地域計画は作ってないし、今後作る予定も当面はないでしょうね。今のご意見はそちらにも関係してくるので、もし目指すなら、そちらで反映した方がいいかもしれません。今後作りますとも書けないでしょうから、今の考え方でいいと思います。

東京都：活用のところで2点お願いがあります。1つはハード面とソフト面がバラバラに書かれているようなイメージあるので、整理していただきたい。それから、せっかく小学校に保存区があるのだから、学校のお子さんたちにも、鈴木遺跡のことを知ってもらうようなことを書いていただけるといいと思います。

事務局：活用のところで学校連携は色々と考えてはいたのですが、特に鈴木小学校という学校が中にあるという利点を活かしたような学校連携を進めていくことも考えていきたいと思います。鈴木小学校だけとは書けませんので、生涯学習や学校教育との連携といった形で、表現していったらどうかと思います。

東京都：はい、良いと思います。ありがとうございました。

事務局：他にご意見はよろしいでしょうか。そうしましたら、地域懇談会の前に4、5ページを省き、その部分に鈴木遺跡の概要説明を入れていきたいと思います。1ページ目のところで、鈴木遺跡の時代について書いてありますので、鈴木遺跡でこれだけの成果が上がったということをクローズアップするような形で述べていくのがいいのかな、と考えています。それを作って5月中にはお手元にお送りしてご異議がなければ、それを使って地域懇談会に臨むという形で行こうかと思っています。

今後のスケジュールでございますが、6月11日の地域懇談会でのご発言等を基に、8月の終わりから9月の終わりにかけて1ヶ月行うパブリックコメントに向けた素案を作成した上で、次回の委員会を7月20日の水曜日、同じ時間に第2回と同じ御幸地域センターを会場に、リモート併用で開催させていただきたいと思っております。以上でございます。

委員長：了解しました。

事務局：第5回につきましては固まっていませんけれども、庁議報告などを考えると、11月16日あたりをイメージしています。内部的な調整などもありますので、場合によっては、もう1回委員会を開催するか、11月の委員会をずらすべきかなど、進み具合を見ながら再検討していきたいと思っております。

今日の委員会につきましてはこれで終了とさせていただきたいと思います。

委員長：はい、ご苦労様でした。